

サービス名 洛和ヴィラサラサ訪問リハビリテーション

「重要事項説明書及び契約書」

社会福祉法人 洛和福社会

令和 7 年 4 月版

**(資料 1) 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション
重要事項説明書**

1. 事業所の概要

法人名（事業者名）	社会福祉法人 洛和福祉会
代表者氏名	理事長 矢野裕典
事業所の名称	社会福祉法人洛和福祉会 介護老人保健施設 洛和ヴィラサラサ
事業所の所在地	〒106-0047 東京都港区南麻布 4 丁目 6 番 1 号
事業指定番号	訪問リハビリテーション 東京都 第 1370305318 号 介護予防訪問リハビリテーション 東京都 第 1370305318 号
開設日	令和 3 年 4 月 1 日
担当者及び連絡先	三浦 雄一（理学療法士） 電話番号 03（6408）8676 FAX 番号 03（5420）8711
サービス提供地域	港区地域（港区は台場を除く） 渋谷区の一部（恵比寿・広尾）

2. 事業所の職員体制など

職 種	人数（人）	区分	
		常勤（人）	非常勤（人）
医師	1	1	0
理学療法士	2	2	0
作業療法士	1	1	0

3. 営業日及び営業時間 月曜日から土曜日
(ただし、日曜、及び1月1日から1月3日までを除く)
午前8時30分～午後5時15分

4. サービスの方針

- (1) 事業所は、利用者の意志及び人権を尊重し常に利用者の立場にたって、サービスの提供を行います。
- (2) 事業所は、利用者の日常生活の状況及びその意向をふまえて、利用者の居宅サービス計画に沿って、訪問リハビリテーション計画を作成し、これに従い計画的にサービスを提供します。
- (3) 事業所は、計画書の内容を利用者に説明し、医師の指示に基づきサービスの提供を行います。なお、医師の診察は3ヶ月に1度は必要となります。
- (4) 主治医が当院以外の場合は、当院の医師の診察後にサービス開始となります。
- (5) 事業所は、利用者が可能な限り有する能力に応じて安定した生活が営めるよう援助します。
- (6) 事業所は、定期的に評価・サービスの見直しを行ない、短期・集中的なサービスの提供に努めます。(基本的には、3ヵ月を目安とします)
- (7) 事業所を運営するにあたっては、在宅介護支援事業者、他の保険・医療サービス及び福祉サービス提供機関との連携に努めます。

5. サービスの内容

- (1) 日常生活動作能力の評価
- (2) 生活指導（ホームエクササイズを含む）
- (3) 家族指導（介助指導を含む）
- (4) 家屋の環境調整

- (5) 日常生活動作に必要な機能訓練
- (6) 生きがい作り

6. サービス利用料及び利用者負担金

- (1) サービス利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、本人負担分の額とします。
なお、利用者は事業所に対して、重要事項説明書別紙「訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションご利用料金表」に記すサービス利用料金を支払うものとします。
- (2) 介護保険での給付の範囲を超えたサービス利用の利用料は、全額が利用者の自己負担となります。
- (3) 法定代理受領サービスに該当しない場合（要介護認定の未認定や保険料滞納による給付制限など）に当該指定訪問リハビリテーションを利用する際は、利用者は利用料の全額を支払うものとします。なお、償還払いとなる場合には「サービス提供証明書」を交付します。
- (4) 交通費については、サービス料に含まれます。ただし、サービス提供地域外にお住まいの方の場合は、交通費を請求することがあります。通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問リハビリテーションに要した交通費は、その実費とする。
 - ・通常の事業の実地地域を超えた時点から、片道1km未満100円
 - ・通常の事業の実地地域を越えた時点から、1km超1kmごとに100円
- (5) 買い物やバスなどの公共交通機関への乗降などの行為に関するサービス提供にあたって要する交通費は、理学療法士等の交通費を含めて利用者の負担となります。
- (6) 利用者に対して生活上の必要に応じて購入等を行うものについては、その代金または材料費を徴収します。
- (7) 領収書を紛失した場合は領収証明書を発行いたします。1通1,100円となります。
- (8) 利用者がサービスの利用を中止する際には、事業所までご連絡下さい。下記の連絡期日までにご連絡いただいた場合には、キャンセル料は無料です。
それ以後にお申し出のあった場合及びお申し出のない場合については、キャンセル料金を申し受け、予定されていたサービスを自費計算した額の半額を徴収します。

利 用 日	連 絡 期 日
火曜日・水曜日・木曜日・金曜日・土曜日	前日の17:00まで
月曜日	前々日の17:00まで
年末年始等の連休明けの日	連休初日の前日営業日の17:00まで

7. 利用料金の支払い方法

- (1) 利用者負担金の支払い方法は、1ヶ月ごとに計算し翌月15日頃までに、ご請求致しますので、請求月の27日まで（27日が土・日・祝祭日の場合はその前営業日）に、お支払いをお願いします。
- (2) お支払い方法は、原則として郵便口座引落、銀行口座引落又は指定銀行振込になります。
- (3) 銀行振込先

銀行振込の場合の振込口座

三菱UFJ銀行 京都中央支店 普通預金 口座番号 0092104

口座名義 : シャカイフクシホウジンラクワフクシカイ
社会福祉法人 洛和福祉会

8. 身元保証人の責務

- (1) 当事業所をご利用される場合、利用者の家族等の身元保証人を求めますが、身元保証人が、おられない場合は事前にご相談ください。
- (2) 身元保証人は、契約に基づく利用者の事業者に対する一切の債務について、利用者と連帯して履行の責任を負います。
- (3) 身元保証人には、利用料の滞納や未払いがないように努める義務があります。利用料の滞納や未払いがある場合には、身元保証人は契約書に定める極度額（50,000 円）の範囲内で、利用者に代わって利用料のお支払いをして頂きます。

9. 身分証携帯

職員は常に身分証を携帯し、初回訪問時および利用者などから提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

10. サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）と負担割合証を確認します。内容に変更が生じた場合は必ずお知らせください。
- (2) 特定医療費受給者証・生活保護をお持ちの場合は、受給者証をご提示ください。
- (3) 領収書は原則再発行いたしませんので、紛失しないよう保管をお願いします。

11. 契約の終了

- (1) ご利用者からの申し出による契約解除
ご利用者は、7 日以上予告期間をもって契約の解除を申し出、契約を解除することができます。
- (2) 下記の場合は自動的に契約解除となります。
 - ① 利用者の要介護認定区分が、非該当となった場合
 - ② 利用者が介護保険施設や医療施設などへ、入所または入院などし、その後 3 ヶ月以上にわたり利用の見込みが立たない場合
 - ③ 医師によるリハビリテーションの指示が終了した場合
 - ④ 利用者の都合によりサービスが実施できない状態が 3 ヶ月以上継続している場合
 - ⑤ 第 11 条の 3 に基づいて、利用者が契約を解除した場合
 - ⑥ 第 11 条の 4 に基づいて、事業者が契約を解除した場合
 - ⑦ 利用者が死亡した場合
- (3) 下記の場合は即時に契約を解除することができます。
 - ① 介護保険給付対象外の利用料の変更に同意できない場合。
 - ② 事業者もしくはサービス従事者（職員）が正当な事由なく、契約書に定めるサービスの提供を実施しない場合。
 - ③ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合。
 - ④ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- (4) 下記の場合、事業者はご利用者に対し、30 日間の予告期間において、文書で通知することにより本契約を解除します。
 - ① ご利用者のサービス利用料金の支払いが、正当な理由なく 3 ヶ月以上遅延し、支払い催告したにもかかわらず 10 日以内に支払われない場合。
 - ② 利用者が、故意に法令違反その他重大な秩序破壊行為を行い、改善される見込みがない場合。
 - ③ 職員への暴言・暴力・ハラスメント等が生じた場合。

1 2. 個人情報の取り扱いについて

(1) 利用者および家族等の個人情報については、医療・介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者およびその家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、利用者およびその家族の個人情報を用いません。

(2) 事業所における、個人情報の利用目的は以下のとおりです。なお、医療・介護サービスの提供以外の目的で使用する場合についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、利用者およびその家族の個人情報を用いません。

● 医療・介護の提供

- ・ 当事業所での医療サービス、介護サービス、介護予防サービスの提供
- ・ 他の病院、診療所、薬局、居宅介護支援事業所、訪問看護ステーション、介護サービス事業所、介護予防サービス事業所、地域包括支援センター、行政等との連携
- ・ 他介護サービス事業所等からの照会への回答 ・主治医等からの照会への回答
- ・ 利用者の介護や看護、ケアプラン作成のため、医師等の意見・助言を求める場合
- ・ サービス担当者会議
- ・ 家族等への説明
- ・ その他、利用者へのサービス提供に関する利用

● 医療・介護報酬請求のための事務

- ・ 当事業所での医療・介護・労災保険、公費負担医療に関する事務およびその委託
- ・ 審査支払機関へのレセプトの提出
- ・ 審査支払機関または保険者からの照会への回答
- ・ 公費負担に関する行政機関等へのレセプトの提出、照会への回答
- ・ その他、医療・介護・労災保険、および公費負担医療に関する医療介護報酬請求のための利用

● 当事業所の管理運営業務

- ・ 事業所運営に関する会計・経理業務
- ・ 苦情、事故等の報告
- ・ 当該利用者の医療・介護サービスの向上に関する利用
- ・ その他、当事業所の管理運営業務に関する利用 (業務委託を含む)

● 賠償責任保険などに係る医療・介護に関する専門の団体、保険会社等への相談または届出等

● 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料

● 当事業所内において行われる看護師、ヘルパー、介護福祉士、社会福祉士などの実習への協力

● 医療・介護の質の向上を目的とした学会活動、学術研究

● 外部監査機関への情報提供

1 3. 秘密保持 (守秘義務)

事業者及び職員は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密保持は、本契約終了後も同様です。

1 4. 苦情窓口の設置について

サービス内容に関するご質問、ご相談や苦情等は、以下の窓口までご連絡ください。

(1) 施設の窓口 (受付時間 午前9時～午後5時)

担当者：三浦 雄一 (理学療法士)

連絡先：03-6408-8676

(2) 当施設以外の受付窓口 (受付時間 平日午前9時～午後5時)

港区高齢者支援課

連絡先：03-3578-2111

東京都国民健康保険団体連合会 (サービスに関する事項)

連絡先：03-6238-0177

1 5. 緊急時の対応

事業所は訪問リハビリの提供を行っている時に、ご利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかにご家族並びに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関等への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

協力医療機関名：北里大学北里研究所病院 所 在 地：東京都港区白金 5-9-1

診 療 科：内科他

1 6. 事故発生時の対応

- (1) サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の家族及び利用者に係る居宅介護支援事業者、地域包括支援センター等に連絡するとともに、必要な対応を行います。
- (2) 発生した事故が、事業者が取り決める重大な事故の場合は、港区、その他市区町村に報告します。
- (3) 事故原因を追究し、再発防止のための対策を実施します。又、事故発生予防を目的として、関係する職員に研修を行う等周知します。
- (4) 賠償すべき事故が発生した場合は、その損害を賠償します。

1 7. 安全管理体制の整備

- (1) サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、職員に周知徹底を図るとともに、速やかに主治医へ連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めています。
- (2) サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めます。
- (3) サービスの提供に当たり、ご利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適切なサービスの内容とします。
- (4) サービス提供中においても、ご利用者の体調変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

1 8. 非常災害対策

- (1) 非常災害等の発生の際には、他の施設などとの連携及び協力を行う体制を整え、事業が継続できるよう努めます。
- (2) 当施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害に備えるため、避難、救出その他必要な訓練を年2回行います。

1 9. 感染症の予防及び発生時の対策

当サービスの感染症予防及び発生時の対策として次の対策を行います。

- (1) 感染の予防策及び発生時のマニュアルの整備と職員に対する研修の実施
- (2) 職員の健康管理及びサービスを提供するために使用する備品等の衛生管理
- (3) サービス提供前後における手洗い(アルコール消毒)、マスクの着用、ゴーグルの着用、必要時の手袋の着用、を徹底等、感染機会を減らすための工夫の実施
- (4) 国や市区町村から通知が発せられた場合は、その通知に従います。又、その旨お知らせします。

2 0. 人権擁護・虐待防止

- (1) 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、当施設の職員に対し、研修を行います。
- (2) 当施設の職員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、状況を確認した上で、市区町村への通報をする場合があります。

2 1．身体拘束の禁止

サービスの提供にあたっては、ご利用者またはその他のご利用者等の生命又は緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他ご利用者の行動を制限する行為を行いません。但し、ご利用者またはその他のご利用者等の生命又は緊急やむを得ない場合には、その様態及び時間、その際のご利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を事前にご家族に説明・同意を得た上で実施し、その経過を記録します。

2 2．記録の整備・保存

- (1) サービス提供に係る記録等は、契約終了の日から 5 年間保存します。
- (2) 利用者及びその家族は当該利用者のサービス提供の記録等の開示を求めることができます。但し、サービス提供の記録等の開示には、別途所定の手続きが必要です。

2 3．暴力団の排除

当施設を運営する法人の役員及び当施設の管理者その他職員は、暴力団員であってはならず、又、その運営について、暴力団員の支配を受けません。

2 4．その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- (1) 年金の管理、金銭の貸借など金銭の取り扱いはいたしかねますので、ご了承ください。
- (2) 贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。
- (3) 天災時（強風、台風、地震、大雪など）、状況によりやむを得ず訪問できない場合がありますので、ご了承ください。

(資料2) 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション 契約書

様（以下、「利用者」といいます）と、社会福祉法人洛和福祉会 洛和ヴィラサラサ（以下、「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う訪問リハビリテーションについて、つぎのとおり契約を締結します。

（契約の目的）

第1条 事業者は、利用者に対し、介護保険法および関係法令並びにこの契約書にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように、心身の機能維持回復を図るために、訪問リハビリテーションのサービスを提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

（契約期間）

第2条 この契約の契約期間は、令和 年 月 日から、本契約書の第7条から第9条に基づく契約の終了までとします。

（訪問リハビリテーション計画の作成・変更）

第3条 訪問リハビリテーションは、以下のとおり計画を作成して実施します。

1. 事業者は、医師の診断に基づいて、利用者の病状・心身状況・日常生活全般の状況および希望を踏まえ、訪問リハビリテーション計画を作成します。
2. 訪問リハビリテーション計画には、訪問リハビリテーションサービスの目標や、目標達成のための具体的なサービス内容を記載します。
3. 事業者は、訪問リハビリテーション計画を作成、また変更した場合は、利用者およびその家族に対して説明を行い、利用者およびその家族の同意を得るものとします。
4. 訪問リハビリテーション計画は、居宅サービス計画が作成されている場合、その居宅サービス計画の内容に沿って作成します。
5. 次のいずれかに該当する場合、事業者は、第1条に規定する訪問リハビリテーションの目的にしたがって、訪問リハビリテーション計画を変更します。
 - ①利用者の心身の状況などの変化により、当該訪問リハビリテーション計画の変更を要する場合
 - ②利用者およびその家族などが、訪問リハビリテーション計画の変更を希望する場合
6. 事業者は、前項の訪問リハビリテーション計画の変更を行う場合、利用者およびその家族に対して説明を行い、利用者およびその家族の同意を得るものとします。

（訪問リハビリテーションサービスの内容およびその提供）

第4条 訪問リハビリテーションサービスは、以下の各項により提供します。

1. 事業者は、第3条によって作成された訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者に対して訪問リハビリテーションのサービスを提供します。サービス内容については、別紙【重要事項説明書】に記載されているとおりです。
2. 事業者は、利用者の訪問リハビリテーションのサービス提供に関する記録を作成し、この契約の終了後も5年間保管します。
3. 利用者およびその家族は、第2項のサービス記録の閲覧および複写物の交付を受けることができます。ただし、複写物にかかる費用については【別紙 利用料金表】に定める料金を、利用者またはその家族が支払います。

（協議義務）

第5条 利用者は、事業者が訪問リハビリテーションのサービスを提供するにあたり、可能な限り事業者に協力しなければなりません。

(費用)

第6条 この契約にかかる費用を、以下のとおりとします。

1. 事業者が提供する、訪問リハビリテーションのサービス利用料およびその他の費用は、この契約書に定めるもののほか、別紙(別紙 利用料金表)に記載されているとおりです。
2. 利用者は、サービス利用の対価として、第1項の費用額をもとに、算定された利用者負担額を月ごとに事業者を支払います。
3. 事業者は、提供した訪問リハビリテーションのサービスのうち、介護保険の適用外のものがある場合、そのサービスの内容および利用料金を説明し、利用者の同意を得ます。
4. 介護保険制度等の改正により法定利用料が改定されることがあり、契約期間中にこれら改定があった場合は改定後の金額を適用するものとします。
5. 事業者は、訪問リハビリテーションのサービスにおいて、要介護区分毎の利用料金およびその他の費用の額を変更する場合、1ヶ月前までに利用者に対して文書で通知し、変更の申し出を行います。
6. 事業者は、第4項に定める料金の変更を行う場合は、新たな料金に基づいた【重要事項説明書】(別紙 利用料金表)を添付した、利用サービス変更合意書を事業者・利用者の双方で交わします。

(身元保証人の責務)

第7条 事業者は、契約に際し利用者に対して身元保証人を求めます。

1. 当事業所をご利用される場合、利用者の家族等の身元保証人を求めますが、身元保証人が、おられない場合は事前にご相談ください。
2. 身元保証人は、契約に基づく利用者の事業者に対する一切の債務について、利用者と連帯して履行の責任を負います。
3. 身元保証人には、利用料の滞納や未払いがないように努める義務があります。利用料の滞納や未払いがある場合には、身元保証人は契約書に定める極度額(50,000円)の範囲内で、利用者に代わって利用料のお支払いをして頂きます。

(利用者の解除権)

第8条 利用者は事業者に対して、7日間以上の予告期間をもって事業者に通知することで、いつでもこの契約を解除することができます。なおこの場合、事業者は利用者に対し、文書による通知を求めることができます。

(事業者の解除権)

第9条 事業者は、利用者が次の各号に該当する場合は、30日間以上の予告期間をもって利用者に通知することで、この契約を解除することができます。

- ①利用者が、正当な理由なくサービス利用料その他支払うべき費用を3ヶ月以上遅延し、支払い催告したにもかかわらず10日以内に支払われない場合
- ②利用者が、故意に法令違反その他重大な秩序破壊行為を行い、改善される見込みがない場合
- ③事業者は、利用者またはその家族等が、事業者やサービス従事者又は他の利用者に対して、契約を継続しがたいほどの不信な行為や他者への迷惑行為、職員がおこなうケアを妨げる行為等を行った場合。

(契約の終了)

第10条 次の事由に該当した場合は、この契約は終了します。

- ① 利用者の要介護認定区分が、非該当となった場合
- ② 利用者が介護保険施設や医療施設などへ、入所または入院などし、その後3ヶ月以上にわたり利用の見込みが立たない場合
- ③ 医師によるリハビリテーションの指示が終了した場合
- ④ 利用者の都合によりサービスが実施できない状態が3ヶ月以上継続している場合
- ⑤ 第8条に基づいて、利用者が契約を解除した場合

- ⑥ 第9条に基づいて、事業者が契約を解除した場合
- ⑦ 利用者が死亡した場合

(秘密保持ならびに個人情報の取扱)

第11条 この契約にかかる秘密の保持に関し、以下のとおりとします。

1. 事業者および事業者に従事する者は、サービス提供をする上で知り得た、利用者およびその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も継続されます。
2. 事業者は、業務上の必要性その他の理由により、別紙【個人情報取扱方針】に示すとおり、利用者および家族の個人情報を利用し、また情報を第三者と共有することがあります。
3. 前項の個人情報の取扱について、別紙【個人情報取扱方針】による説明を理解の上、本契約の締結をもって同意したものとみなします。
4. 利用者は、前項の同意はいつでも取り消すことが出来ます。
その場合、個人情報の利用の可否がサービス提供の可否となるものを除き、取り消すことによる不利益は発生しないものとします。

(緊急時の対応)

第12条 事業者は、訪問リハビリテーションのサービスを提供しているときに、利用者に容態の急変が生じた場合は、速やかに主治医または家族に連絡を取り、必要な措置を講じます。

(事故発生時の対応)

第13条 事業者は、訪問リハビリテーションのサービスを提供するにあたり事故が発生した場合には、関係機関並びに利用者の家族に連絡するとともに、必要な措置を迅速に講じます。

(賠償責任)

第14条 当該契約にかかる賠償責任は以下のとおりとします。

1. 事業者は、訪問リハビリテーションのサービス提供にともない、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、利用者に対してその損害を賠償します。
ただし、事業者に故意・過失がない場合はこの限りではありません。
2. 第1項の場合において、当該事故の発生が利用者の重過失によるものの場合は、事業者が負う損害賠償額は減額されます。

(連携)

第15条 事業者は、当該契約の履行に際しては、以下のとおり、関係各所とも緊密に連携します。

1. 事業者は、訪問リハビリテーションのサービス提供にあたり、介護支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
2. 当事業者が提供するサービスを、通所系サービスや訪問系サービスへ移行する場合、担当責任者は、他サービス事業者との円滑な連携を行うために、ご利用者様の心身状況などを記載した情報提供書を提出します。

(相談・苦情対応)

第16条 事業者は、利用者およびその家族からの相談・苦情などに対応する窓口を設置し、事業者が提供した訪問リハビリテーションサービス、または訪問リハビリテーション計画に位置づいたサービスに関する要望・苦情などに対し、迅速かつ誠実に対応を行います。

(サービス提供の記録)

第17条 利用者は、所定の手続きにより、当該利用者に関するサービス実施記録の開示申し立てが出来ます。

(裁判管轄)

第18条 この契約に関して、やむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることとし、予め合意します。

(本契約に定めない事項)

第19条 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他関係諸法令の定めるところを遵守し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションご利用料金表

(1) 利用料金表

《訪問リハビリテーション》

区 分	基本単位	地域単価	金額	利用者負担金			
				(1 割)	(2 割)	(3 割)	
訪問リハビリテーション (1 回 2 0 分以上)	308	11. 1 円	3, 418 円	342 円	684 円	1, 026 円	
加 算	基本単位	地域単価	金額	利用者負担金			算定回数等
				(1 割)	(2 割)	(3 割)	
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	6	11. 1 円	66 円	7 円	14 円	20 円	1 回につき
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	3		33 円	4 円	7 円	10 円	1 回につき
移行支援加算	17		188 円	19 円	38 円	57 円	1 日につき
短期集中リハビリテーション実施加算	200		2, 220 円	222 円	444 円	666 円	1 日につき
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	240		2, 664 円	267 円	533 円	800 円	1 日につき
リハビリテーションマネジメント加算 ロ	213		2, 364 円	237 円	473 円	710 円	1 月につき
退院時共同指導加算	600		6, 660 円	666 円	1, 332 円	1, 998 円	1 回につき
高齢者虐待防止措置未実施減算	-3		-34 円	-3 円	-6 円	-10 円	1 回につき
料金内容の説明							
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	理学療法士等のうち勤続 7 年以上の者が提供するサービスを受けた場合に算定します。						
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	理学療法士等のうち勤続 3 年以上の者が提供するサービスを受けた場合に算定します。						
移行支援加算	リハビリテーションによって日常生活動作や手段的日常生活動作が向上して、他のサービスに移行できた場合や家庭での家事や社会参加に繋がった場合に事業所が評価され、次年度より全要介護者に対して算定します。						
短期集中リハビリテーション実施加算	集中的に訪問リハビリテーションを行うことが身体等の機能回復に効果的であると認められる場合に加算します。退院（退所）日又は新たに要介護認定を受けた日から 3 月以内の期間に、1 週間に概ね 2 日以上訪問リハビリテーションを行う場合に算定します。						
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	認知症であると医師が判断した者であって、リハビリによって生活機能の改善が見込まれると判断された者に対して、医師または医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士もしくは言語聴覚士が、その退院(所)日または訪問開始日から 3 月以内にリハビリを集中的に行った場合に算定します。						
リハビリテーションマネジメント加算 ロ	ご利用者ごとに行なわれるマネジメントの一環として、他職種協同で計画作成からサービス提供とその評価を行うことを評価、そして厚生労働省へのデータ提出も行った場合に算定します。						
退院時共同指導加算	訪問リハビリテーション事業所の医師、理学療法士等が、病院の退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った場合に算定します。						
高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の発生又はその再発を防止するための措置をこうじるところ、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催や指針の整備、研究実施の他、担当者の定めること等を講じられていない場合、1 回につき 3 単位を所定単位数から減算します。						

《介護予防 訪問リハビリテーション》

区 分	基本単位	地域単価	金額	利用者負担金			
				(1割)	(2割)	(3割)	
訪問リハビリテーション (1回20分以上)	298	11.1円	3,307円	331円	662円	993円	
加 算	基本単位	地域単価	金額	利用者負担金			算定回数等
				(1割)	(2割)	(3割)	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	6	11.1円	66円	7円	14円	20円	1回につき
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	3		33円	4円	7円	10円	1回につき
短期集中リハビリテーション実施加算	200		2,220円	222円	444円	666円	1日につき
退院時共同指導加算	600		6,660円	666円	1,332円	1,998円	1回につき
高齢者虐待防止措置未実施減算	-3		-34円	-3円	-6円	-10円	1回につき
12ヶ月を超えて訪問リハビリを行った場合	-30		-333円	-33円	-66円	-99円	1回につき

料金内容の説明	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	理学療法士等のうち勤続7年以上の者が提供するサービスを受けた場合に算定します。
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	理学療法士等のうち勤続3年以上の者が提供するサービスを受けた場合に算定します。
短期集中リハビリテーション実施加算	集中的に訪問リハビリテーションを行うことが身体等の機能回復に効果的であると認められる場合に加算します。退院（退所）日又は新たに要介護認定を受けた日から3月以内の期間に、1週間に概ね2日以上訪問リハビリテーションを行う場合に算定します。
退院時共同指導加算	訪問リハビリテーション事業所の医師、理学療法士等が、病院の退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った場合に算定します。
高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の発生又はその再発を防止するための措置をこうじるところ、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催や指針の整備、研究実施の他、担当者の定めること等を講じられていない場合、訪問リハビリ1回につき3単位減算とします。
12ヶ月を超えて訪問リハビリを行った場合	利用を開始した日の属する月から起算して12ヶ月を超えた期間に介護予防訪問リハビリテーションを行った場合は、1回につき30単位を所定単位数から減算します。

（２） 通常のサービス提供の実施地域を超える場合の交通費

通常の事業の実施地域を越えた時点から片道1km未満	100円
通常の事業の実施地域を越えた時点から片道1km超1kmごと	100円

訪問リハビリテーション サービス利用契約書

利用者_____と、社会福祉法人洛和福祉会は、事業者が利用者に対して行う訪問リハビリテーションについて、重要事項説明書及び契約書[令和7年4月版]（資料2）に基づいてこの契約が成立したことを明らかにするため、この契約書を2通作成し、利用者及び事業者が、それぞれ署名または記名押印のうえ、各1通を保有するものとします。

訪問リハビリテーションの提供開始に際し、重要事項説明書及び契約書[令和7年4月版]（資料1）に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

説明者 職 名 _____

氏 名 _____

私は、事業者から、重要事項説明書及び契約書[令和7年4月版]（資料1）及び（資料2）に基づいて、事業者が行う訪問リハビリテーションの契約内容等の説明を受け、その内容等について同意しましたので、当該サービスの利用を申し込みます。

令和 年 月 日

利 用 者 住 所 _____

氏 名 _____

代 筆 者（代筆の場合）氏 名 _____

利用者との関係 _____

身元保証人① 住 所 _____

氏 名 _____

電 話 () _____

利用者との関係 _____

身元保証人② 住 所 _____

氏 名 _____

電 話 () _____

利用者との関係 _____

代理人（後見人等）住 所 _____

氏 名 _____

電 話 () _____

利用者との関係 _____

事業者名 東京都港区南麻布 4－6－1 北棟
社会福祉法人 洛和福祉会
洛和ヴィラサラサ訪問リハビリテーション
理事長 矢野 裕典

(以下余白)